

議案第142号

さいたま市営浦和駅東口駐車場条例の一部を改正する条例の制定について
さいたま市営浦和駅東口駐車場条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成21年9月2日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市営浦和駅東口駐車場条例の一部を改正する条例

さいたま市営浦和駅東口駐車場条例（平成19年さいたま市条例第17号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(設置)</p> <p>第1条 <u>自動車及び原動機付自転車</u>（以下「<u>自動車等</u>」という。）を利用する市民の利便に資するため、さいたま市営浦和駅東口駐車場（以下「<u>駐車場</u>」という。）をさいたま市浦和区東高砂町11番1号に設置する。</p> <p>(供用時間等)</p> <p>第2条 駐車場の供用時間は午前零時から午後12時までとし、<u>自動車等</u>の入場又は出場をさせることができる時間は午前7時から翌日の午前1時までとする。ただし、市長は、事情によりこれを変更することができる。</p> <p>(利用できる自動車等)</p> <p>第3条 駐車場を利用できる<u>自動車等</u>は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) <u>省令別表第1に掲げる小型自動車及び軽自動車のうち、二輪自動車であって、長さ2.3メートル、幅1.0メートル及び高さ2.1メートルをそれぞれ超えないもの</u></p> <p>(4) <u>省令第1条第2項に規定する第2種原動機付自転車であって、長さ2.3メートル、幅1.0メートル及び高さ2.1メートルをそれぞれ</u></p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 自動車を利用する市民の利便に資するため、さいたま市営浦和駅東口駐車場（以下「<u>駐車場</u>」という。）をさいたま市浦和区東高砂町11番1号に設置する。</p> <p>(供用時間等)</p> <p>第2条 駐車場の供用時間は、<u>午前零時から午後12時までとし、自動車の</u>入場又は出場をさせることができる時間は、<u>午前7時から翌日の午前1時までとする。ただし、市長は、事情によりこれを</u>変更することができる。</p> <p>(利用できる自動車)</p> <p>第3条 駐車場を利用できる<u>自動車</u>は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p>

超えないもの

(駐車場の利用料金等)

第4条 [略]

2 利用料金の額は、別表第1に定める額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定める。

3 [略]

4 指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て、別表第2に定める種類の定期駐車券を発行することができる。この場合において、駐車の場所を特定し、又は優先して駐車することができる旨の特約をすることはできない。

5 前項の定期駐車券の額は、別表第2に定める額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定める。

6 第3項の駐車回数券又は第4項の定期駐車券に係る利用料金についてはこれを発行するときに、規則で定めるところにより登録を受けた者に係る利用料金については後払いにより、それぞれ徴収することができる。

7 [略]

(利用できる自動車等及び利用料金の特例)

第5条 特別の理由により、第3条に規定する自動車等以外の自動車等を駐車させようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 [略]

(割増金)

第7条 市長は、偽りその他不正の手段により利用料金の徴収を免れた者がいるときは、その者から徴収を免れた利用料金のほか、その額の2倍に相当する額を割増金として徴収することができる。

(利用料金の不徴収)

第8条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する自動車等を駐車させるときは、利用料金を徴収しない。

(1) [略]

(2) 国又は地方公共団体の職員が、防疫活動その他緊急を要する公務を行うために使用する自動車等

(3) 前2号に掲げるもののほか、指定管理者が利用料金を徴収することを不適当と認める自動車等

(禁止行為)

第11条 利用者は、駐車場においては、次に掲げる行為をしてはならない。

(駐車場の利用料金等)

第4条 [略]

2 利用料金の額は、別表に定める額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定める。

3 [略]

4 前項の駐車回数券による利用料金についてはこれを発行するときに、規則で定めるところにより登録を受けた者の利用料金については後払いにより、それぞれ徴収することができる。

5 [略]

(利用できる自動車及び利用料金の特例)

第5条 特別の理由により、第3条に規定する自動車以外の自動車を駐車させようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 [略]

(割増金)

第7条 市長は、偽りその他不正な手段により利用料金の徴収を免れた者がいるときは、その者から徴収を免れた利用料金のほか、その額の2倍に相当する額を割増金として徴収することができる。

(利用料金の不徴収)

第8条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する自動車を駐車させるときは、利用料金を徴収しない。

(1) [略]

(2) 国又は地方公共団体の職員が、防疫活動その他緊急を要する公務を行うために使用する自動車

(3) 前2号に掲げるもののほか、指定管理者が利用料金を徴収することを不適当と認める自動車

(禁止行為)

第11条 利用者は、駐車場においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 他の自動車等の駐車を妨げること。
- (2)～(4) [略]

(指定管理者の指定の取消し等に伴う使用料の徴収等)

第15条 さいたま市公の施設の指定管理者の指定の 手続等に関する条例(平成16年さいたま市条例第1号)第6条第1項の規定により、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合等で、市長が駐車場の管理を臨時に行うときに限り、新たに指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、市長は、駐車場の使用料については別表第1に定める額の範囲内において市長が定める額を、駐車回数券の使用料については駐車場の使用料から割引をした額を、定期駐車券の使用料については別表第2に定める額の範囲内において市長が定める額を徴収する。

2 前項の場合にあつては、第4条第1項、第3項及び第4項、第5条第2項並びに第6条から第9条までの規定を準用する。この場合において、第4条第1項中「指定管理者(第14条第1項に規定する指定管理者をいう。以下この条から第6条まで、第8条及び第9条において同じ。)」とあるのは「市長」と、「利用に係る料金(以下「利用料金」という。)」とあるのは「使用料」と、同条第3項中「指定管理者」とあるのは「市長」と、「あらかじめ市長の承認を得て、利用料金」とあるのは「使用料」と、同条第4項中「指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て」とあるのは「市長は」と、第5条第2項中「指定管理者」とあるのは「市長」と、「許可があつた」とあるのは「許可をした」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と、「その都度市長の承認を得て、これを」とあるのは「その都度これを」と、第6条本文中「利用料金」とあるのは「使用料」と、同条ただし書中「指定管理者」とあるのは「市長」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と、第7条中「利用料金」とあるのは「使用料」と、第8条各号列記以外の部分中「指定管理者」とあるのは「市長」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と、同条第3号中「指定管理者が利用料金」とあるのは「市長が使用料」と、第9条中「指定管理者」とあるのは「市長」と、「市長の承認を得て、利用料金」とあるのは「使用料」と読み替えるものとする。

別表第1(第4条、第15条関係)

区分	単位	金額
		第3条第1号 第3条第3号

- (1) 他の自動車の駐車を妨げること。
- (2)～(4) [略]

(指定管理者の指定の取消し等に伴う使用料の徴収等)

第15条 さいたま市公の施設の指定管理者の指定の 手続等に関する条例(平成16年さいたま市条例第1号)第6条第1項の規定により、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合等で、市長が駐車場の管理を臨時に行うときに限り、新たに指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、市長は、駐車場の使用料については別表に定める額の範囲内において市長が定める額を、駐車回数券の使用料については駐車場の使用料から割引をした額を徴収する。

2 前項の場合にあつては、第4条第1項及び第3項、第5条第2項並びに第6条から第9条までの規定を準用する。この場合において、第4条第1項中「指定管理者(第14条第1項に規定する指定管理者をいう。以下この条から第6条まで、第8条及び第9条において同じ。)」とあるのは「市長」と、「利用に係る料金(以下「利用料金」という。)」とあるのは「使用料」と、同条第3項中「指定管理者」とあるのは「市長」と、「あらかじめ市長の承認を得て、利用料金」とあるのは「使用料」と、第5条第2項中「指定管理者」とあるのは「市長」と、「許可があつた」とあるのは「許可をした」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と、「その都度市長の承認を得て、これを」とあるのは「その都度これを」と、第6条本文中「利用料金」とあるのは「使用料」と、同条ただし書中「指定管理者」とあるのは「市長」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と、第7条中「利用料金」とあるのは「使用料」と、第8条各号列記以外の部分中「指定管理者」とあるのは「市長」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と、同条第3号中「指定管理者が利用料金」とあるのは「市長が使用料」と、第9条中「指定管理者」とあるのは「市長」と、「市長の承認を得て、利用料金」とあるのは「使用料」と読み替えるものとする。

別表(第4条、第15条関係)

区分	単位	金額

		及び第2号に規定する自動車	に規定する二輪自動車及び同条第4号に規定する第2種原動機付自転車
基本利用料金	[略]	200円	50円
超過利用料金		200円	50円
夜間利用料金		2,000円	500円

基本利用料金	[略]	200円
超過利用料金		200円
夜間利用料金		2,000円

別表第2（第4条、第15条関係）

種類	金額（1台につき1月）
全日定期駐車券	20,000円
平日定期駐車券	13,000円

備考

- 1 全日定期駐車券及び平日定期駐車券は、第3条第1号及び第2号に規定する自動車の利用に限る。
- 2 平日定期駐車券により利用することができる日は、次に掲げる日以外の日（次項において「平日」という。）とする。
 - (1) 日曜日
 - (2) 土曜日
 - (3) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- 3 前項の規定にかかわらず、その前日が平日である前項第2号又は第3号に掲げる日については、これらの日の午前零時から午前1時までの間は、平日定期駐車券により利用することができるものとする。

附 則

この条例は、平成21年12月1日から施行する。ただし、第1条から第3条まで、第5条、第8条及び第11条の改正並びに別表の改正（金額の欄に係る部分に限る。）は、平成22年4月1日から施行する。